

(目的)

第1条 このガイドラインは、さいたま市社会福祉協議会WEBページのページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、さいたま市社会福祉協議会WEBページ広告取扱要領第14条第2項に規定する広告表現に関する基準として定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク (警告表示)
- (3) ラジオボタン (選択肢の表示)
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(本会 WEB ページとの区別)

第3条 次の表現については、ユーザーが本会 WEB ページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 本会 WEB ページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) ユーザーが本会の事業であると錯誤しやすいもの
- (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

(ALT属性)

第4条 バナー広告の画像には、内容を的確に示すため、ALT属性を付けるものとする。

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト (明度差) は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附則

このガイドラインは、平成22年2月25日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成26年3月12日から施行する。